



City of Kita

北区の介護予防・生活支援サービス事業

令和6年4月1日現在
北区福祉部 長寿支援課

少しずつ、 いい顔になる

介護予防・日常生活支援総合事業における北区の基本的考え方

北区では、地域包括ケアシステムの構築に向け、次の基本的な考え方に基づいて介護予防・日常生活支援総合事業を実施しています。

- ◆ 高齢者が自身の能力を最大限活かしつつ、住み慣れた地域で、いつまでも安心して日常生活を営むことができるよう、自立に向けた支援を行う。
- ◆ NPO法人・民間企業・ボランティアなど地域の多様な主体を活用して高齢者を支える地域の支え合い体制づくりを推進する。

北区介護予防・生活支援サービス事業にかかる基本的事項

【対象者】

- ①新規・区分変更・更新により要支援認定を受けた方
- ②ア～ウのいずれも該当し、笑顔で長生き調査（基本チェックリスト）の結果、事業対象者と判定された方
 - ア 第1号被保険者（65歳以上）
 - イ **要支援の更新の方**
 - ウ 予防訪問サービス及び予防通所サービス（北区独自訪問型・通所型サービス）を利用している方

【利用者負担割合】 介護保険給付の利用者負担割合と同様

【利用限度額】

	利用限度額
要支援1・事業対象者	5,032単位
要支援2	10,531単位

【事業者への支払方法】 国民健康保険団体連合会経由で審査・支払

北区独自訪問型サービスの概要

赤字
令和6年4月1日改正

	予防訪問サービス (従前の北区介護予防訪問事業相当)	いきいき生活援助サービス
内容	<ul style="list-style-type: none"> 身体介護（外出介助、入浴介助等）サービス ※専門職によるサービス提供が必要な理由等をケアプランに明記 生活援助（掃除、洗濯、調理・配膳等）サービス 	身体介護を一切伴わない生活援助（掃除、洗濯、調理・配膳等）サービス
対象者像	適切なケアマネジメントにより専門職の支援が必要な方	生活援助のみ必要な方（専門職による支援を必要としない方）
サービス提供時間	60分以内/回 1日1回まで	
サービス提供者	訪問介護員等	生活援助員（区の研修修了者）等
利用の上限	要支援1：週1回（月5回上限） 週2回（月10回上限） 要支援2：週1回（月5回上限） 週2回（月10回上限）原則として週2回まで 必要に応じて週3回が可（週3回算定確認シートの作成が必要） ※事業対象者は相当する要支援状態区分による。	
単価	<ul style="list-style-type: none"> 基本サービス費 標準的な訪問型サービス 287単位/回 生活援助中心 220単位/回 初回加算 200単位/月 など 	<ul style="list-style-type: none"> 基本サービス費 220単位/回 初回加算 200単位/月 など
指定基準	予防給付と同様	人員基準を緩和
サービス提供責任者等	サービス提供責任者	訪問事業責任者（サ責との兼務可）
サービス提供事業者	訪問介護事業所	訪問介護事業所、シルバー人材センター

北区独自訪問型サービスの単価①

赤字
令和6年4月1日改正

	北区独自訪問型サービス	
	予防訪問サービス (従前の北区介護予防訪問事業相当)	いきいき生活援助サービス
基本サービス単価	<p>【標準的な内容の訪問型サービス】 基本サービス費 287単位/回</p> <p>【生活援助中心である場合】 基本サービス費 220単位/回</p> <ul style="list-style-type: none"> • 利用は1日1回まで • 事業所と同一建物等の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合：90% <ul style="list-style-type: none"> ※事業所と同一建物利用者又はこれ以外の同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合：85% ※同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合：88% • 高齢者虐待防止措置未実施の場合1%に相当する単位数を減算 	<p>【生活援助のみ】 基本サービス費 220単位/回</p> <ul style="list-style-type: none"> • 利用は1日1回まで
初回加算	200単位/月	
生活機能向上連携加算	生活機能向上連携加算Ⅰ 100単位/月 生活機能向上連携加算Ⅱ 200単位/月	—
□ 腔連携強化加算	50単位/月 ※1月に1回を限度	

北区独自訪問型サービスの単価②

赤字
令和6年4月1日改正

	北区独自訪問型サービス	
	予防訪問サービス (従前の北区介護予防訪問事業相当)	いきいき生活援助サービス
介護職員処遇改善加算（Ⅰ） (所定単位数の13.7%相当)	39単位/回	—
介護職員処遇改善加算（Ⅱ） (所定単位数の10.0%相当)	29単位/回	—
介護職員処遇改善加算（Ⅲ） (所定単位数の5.5%相当)	16単位/回	—
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） (所定単位数の6.3%相当)	18単位/回	—
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） (所定単位数の4.2%相当)	12単位/回	—
介護職員等ベースアップ等支援加算 (所定単位数の2.4%相当)	7単位/回	—

予防訪問サービスの指定基準

◆人員基準

【訪問介護と同様】

○管理者 常勤・専従1人以上（支障がない場合、他の職務、他事業所等の職務に従事可能）

○訪問介護員 常勤換算2.5人以上

〈資格要件〉

介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者等

○サービス提供責任者

常勤の訪問介護員等のうち、利用者（要介護・要支援・事業対象者）40人
又はその端数を増すごとに1人以上

※常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合は、50人又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる

〈資格要件〉

介護福祉士、実務者研修修了者等

◆設備・運営基準

【訪問介護と同様】

いきいき生活援助サービスの指定基準

〈いきいき生活援助サービス 訪問介護事業所・シルバー人材センター〉

◆人員基準

○管理者 専従1人以上（支障がない場合、他の職務、**他事業所等**他事業所等の職務に従事可能）

○従事者 1人以上必要数（支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能）
〈資格要件〉

区の一定研修の修了者（有資格者は区の一定研修を修了したものとみなす）

○訪問事業責任者 ⇒ サービス提供責任者の職務を担う

1人以上必要数（サービス提供責任者との兼務可。その他は支障がない場合他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能）

〈資格要件〉

介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者等

◆設備・運営基準

【個別サービス計画及び実施記録のみ書式簡素化、他は予防訪問サービスと同様】

参考 いきいき生活援助サービス計画書

いきいき生活援助サービス計画書 標準例

作成日: 年 月 日

氏名	様	男・女	生年月日	M・T・S	年 月 日
認定区分	要支援 1・2、事業対象者		有効期間	H 年 月 日 ~ H 年 月 日	
目標とする生活	1日、1週間 または1月				
	1年				
利用者及び家族の意向					
サービス回数		(週 1 回 ・ 週 2 回 ・ 週 3 回)			
訪問型サービスの目標					

支援の内容

①掃除	②洗濯	③買物	④調理	⑤その他	(その他の内容)
ア 居室 イ 台所 ウ トイレ エ 浴室 オ ゴミ出し	ア 洗濯 イ 干す ウ 取り入れ エ 収納	ア 日用品買物 イ 薬の受取	ア 下ごしらえ イ 後片付け		
特記事項					

週間サービス予定表

曜日	提供時間	サービス内容					期間・達成時期
()	: ~ :	-	-	-	-	-	
()	: ~ :	-	-	-	-	-	
()	: ~ :	-	-	-	-	-	

上記計画について説明を受け、内容に同意し、交付を受けました。

事業所名: _____

訪問事業責任者名: _____

平成 年 月 日

利用者同意欄 氏名: _____

印

計画が変更になった場合の計画書

曜日	提供時間	サービス内容					期間・達成時期
()	: ~ :	-	-	-	-	-	
()	: ~ :	-	-	-	-	-	
()	: ~ :	-	-	-	-	-	

サービスの実施状況及び目標の達成状況

評価

上記のサービスの実施状況及び目標の達成状況並びに評価内容について説明しました。

年 月 日

説明者名: _____

参考 いきいき生活援助サービス実施記録

標準例

いきいき生活援助サービス実施記録

事業所名 _____

利用者名 _____ 様 _____ 年 _____ 月 _____ 日

印

月 日 ()	時 分 ~ 時 分	種別	担当者	印
①掃除	②洗濯	③買物	④調理	⑤その他 (特記事項)
ア 居室 イ 台所 ウ トイレ エ 浴室 オ ゴミ出し	ア 洗濯 イ 干す ウ 取り入れ エ 取納	ア 日用品買物 イ 薬の受取	ア 下ごしらえ イ 後片付け	印

月 日 ()	時 分 ~ 時 分	種別	担当者	印
①掃除	②洗濯	③買物	④調理	⑤その他 (特記事項)
ア 居室 イ 台所 ウ トイレ エ 浴室 オ ゴミ出し	ア 洗濯 イ 干す ウ 取り入れ エ 取納	ア 日用品買物 イ 薬の受取	ア 下ごしらえ イ 後片付け	印

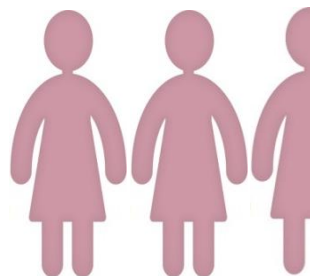
月 日 ()	時 分 ~ 時 分	種別	担当者	印
①掃除	②洗濯	③買物	④調理	⑤その他 (特記事項)
ア 居室 イ 台所 ウ トイレ エ 浴室 オ ゴミ出し	ア 洗濯 イ 干す ウ 取り入れ エ 取納	ア 日用品買物 イ 薬の受取	ア 下ごしらえ イ 後片付け	印

月 日 ()	時 分 ~ 時 分	種別	担当者	印
①掃除	②洗濯	③買物	④調理	⑤その他 (特記事項)
ア 居室 イ 台所 ウ トイレ エ 浴室 オ ゴミ出し	ア 洗濯 イ 干す ウ 取り入れ エ 取納	ア 日用品買物 イ 薬の受取	ア 下ごしらえ イ 後片付け	印

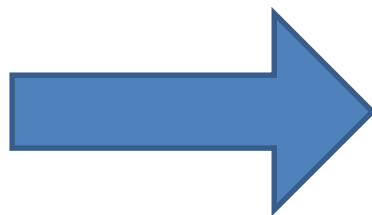
月 日 ()	時 分 ~ 時 分	種別	担当者	印
①掃除	②洗濯	③買物	④調理	⑤その他 (特記事項)
ア 居室 イ 台所 ウ トイレ エ 浴室 オ ゴミ出し	ア 洗濯 イ 干す ウ 取り入れ エ 取納	ア 日用品買物 イ 薬の受取	ア 下ごしらえ イ 後片付け	印

訪問型サービス 訪問介護員の配置例①

【訪問介護及び予防訪問サービスの訪問介護員】



介護福祉士・初任者研修修了者等
常勤換算2.5人以上



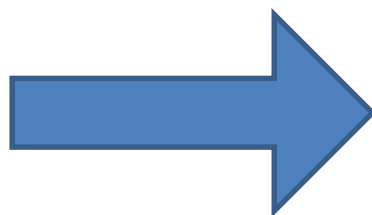
- 訪問介護
- 予防訪問サービス（従前相当）

【生活援助員（区の研修修了者）】

訪問介護員と生活援助員それぞれ配置する場合



1人以上必要数
（常勤換算か否かは
問わない）

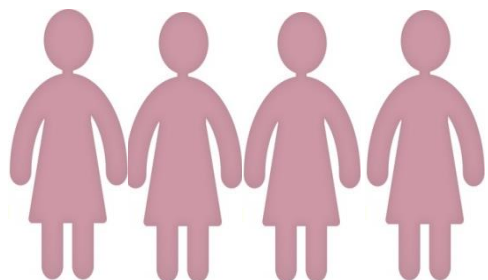


- いきいき生活援助サービス

訪問型サービス 訪問介護員の配置例②（一体的運営の場合）

訪問介護及び予防訪問サービスの訪問介護員は、いきいき生活援助サービスの従事者にも兼務可能

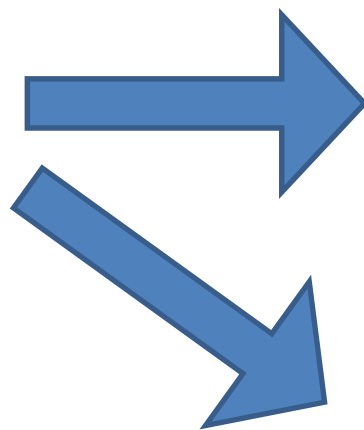
【訪問介護及び予防訪問サービスの訪問介護員】



介護福祉士

初任者研修修了者等

常勤換算2.5人以上



※訪問介護員等は研修修了者とみなす

○訪問介護

○予防訪問サービス
（従前相当）

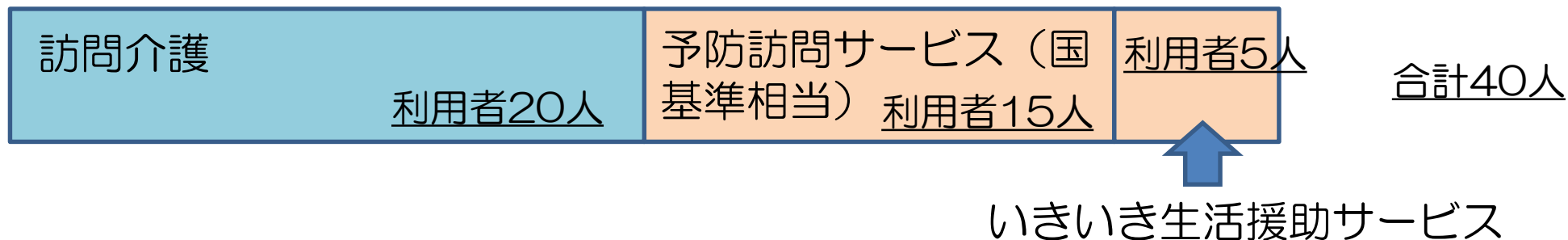
○いきいき生活援助サービス
（勤務時間は、訪問介護及び予防訪問サービスの勤務時間に算定できない）

サービス提供責任者・訪問事業責任者の配置例①

<平成30年10月1日以降>

訪問介護・予防訪問サービスをいきいき生活援助サービスと一体的に運営している場合、サービス提供責任者はいきいき生活援助サービスのサービス提供責任者（訪問事業責任者）を兼務することができる。

※ただし、その場合においてもいきいき生活援助サービスに従事した時間は常勤換算の時間に算入することはできない。



※この場合、利用者数は40人なので、サービス提供責任者1人の配置でも可
サービス提供責任者1人（利用者40人）

サービス提供責任者・訪問事業責任者の配置例②

<平成30年10月1日以降>

サービス提供責任者の配置基準は要介護者と予防訪問サービスの利用者及び**いきいき生活援助サービスの利用者の1/2**との合算で、利用者の40人に1人

10人	20人	30人	40人	50人
-----	-----	-----	-----	-----

訪問介護（要介護者） 利用者25人	予防訪問サービス （要支援者）利用者12人	利用者 5人
----------------------	--------------------------	-----------

↑
いきいき生活援助サービス（要支援者）

※サービス提供責任者は訪問事業責任者を兼務することが可能となるので、いきいき生活援助サービスを含めて40人に1人となる。さらに要介護者25人と予防訪問サービスの利用者12人を合わせた37人と**いきいき生活援助サービスの利用者5人の1/2=2.5人**との合算で計算することができる。その結果、実利用者としては42人だが、配置基準としての利用者は39.5人（37人+2.5人）となるので、サービス提供責任者1人の配置**でも可**

北区独自訪問型サービスの利用の流れ<新規利用の場合>

入浴介助、外出介助、自立生活支援のための見守りの援助(利用者と一緒に手助けしながら行う調理など)など
※令和5年度まで身体介護加算を取得していた方はこちらです。

新規の方

※ケアマネジメントにより利用するサービスを決定します。日によって利用したサービスが異なる場合、その日ごとに該当するサービスの請求を行ってください。

老計10号の身体介護(※1)を提供する場合

生活援助のみを提供する場合

身体介護が必要な方
(身体介護のみ、または身体介護+生活援助)

専門職が支援

14時間の研修修了者(生活援助員)が行うサービスです。

生活援助員がいる訪問介護事業所又はシルバー人材センターへご相談ください。

生活援助員により提供できることを確認

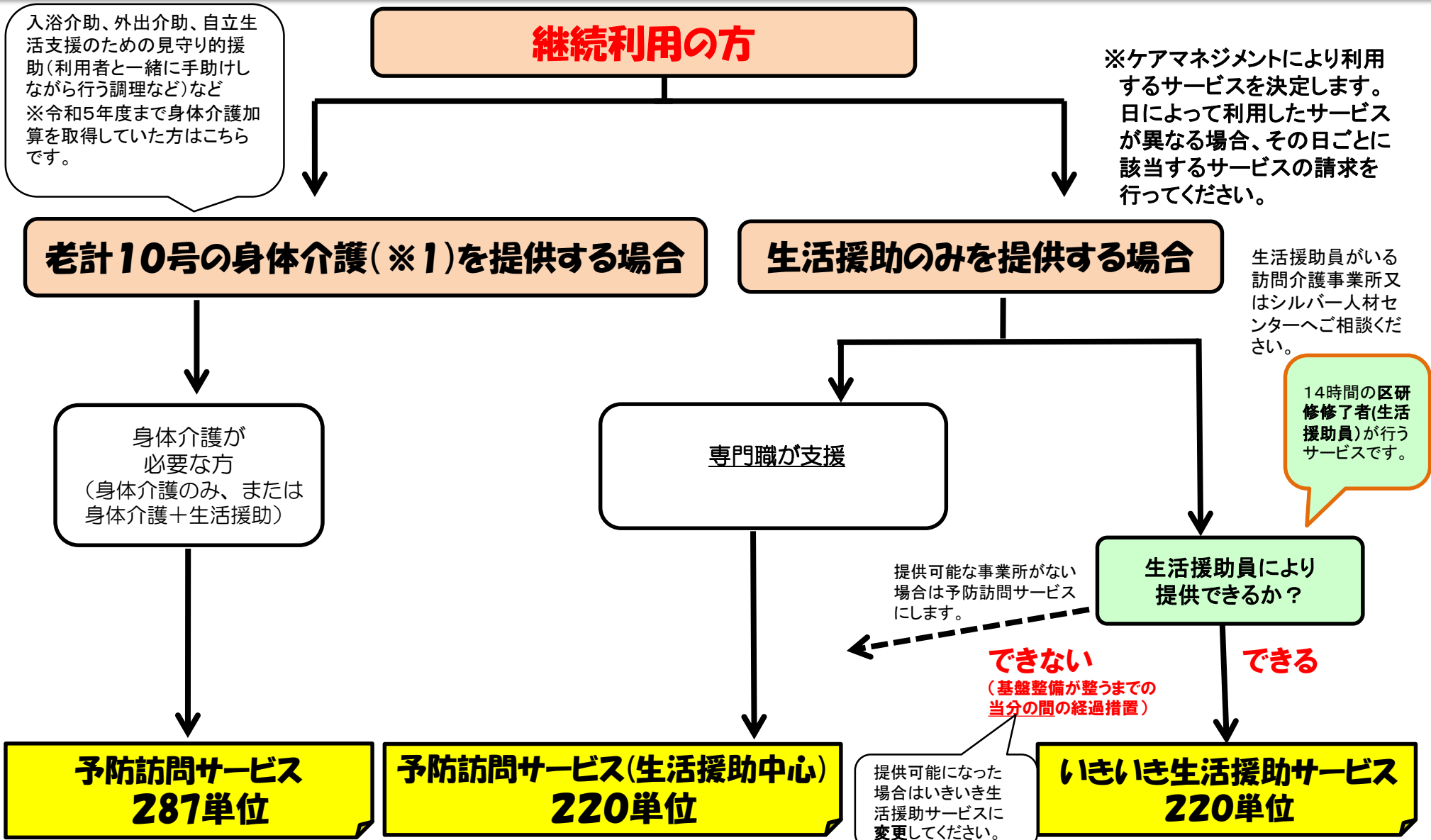
**予防訪問サービス
287単位**

**予防訪問サービス(生活援助中心)
220単位**

**いきいき生活援助サービス
220単位**

※1 身体介護の定義は、老計10号(「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」平成12年3月17日厚生労働省老健局老人福祉計画課長通知)による
※2 専門職の支援が不要な方が月1回通院同行を必要とする場合に、いきいき生活援助サービスとの併用が可能です。

北区独自訪問型サービスの利用の流れ<継続利用の場合>



※1 身体介護の定義は、老計10号(「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」平成12年3月17日厚生労働省老健局老人福祉計画課長通知)による

※2 専門職の支援が不要な方が月1回通院同行を必要とする場合に、いきいき生活援助サービスとの併用が可能です。

北区独自通所型サービスの概要

赤字
令和6年4月1日改正

	予防通所サービス (従前の北区介護予防通所事業相当)
内容	生活機能の維持向上のための体操等や、レクリエーション、入浴、食事などのサービス ※サービスには、送迎が含まれます。 ただし、利用者の希望により送迎なしも可(送迎サービスを利用しない場合でも減算なし)
サービス提供時間	2時間以上/回
利用の上限	要支援1：週1回(月5回上限) 要支援2：週1回(月5回上限)、(週2回(月10回上限)) ※事業対象者は相当する要支援状態区分による。
単価	要支援1：406単位/回 要支援2：417単位/回 入浴介助加算：30単位/回 ※事業対象者は相当する要支援状態区分による。
指定基準	予防給付と同様
サービス提供事業者	通所介護事業所

北区独自通所型サービスの単価①

赤字
令和6年4月1日改正

	北区独自通所型サービス
	予防通所サービス
基本サービス単価	<p>○基本サービス費 1回あたり</p> <p>要支援1：406単位</p> <p>要支援2：417単位</p> <p>※事業対象者は相当する要支援状態区分による。</p> <p>定員超過の場合：70%</p> <p>看護・介護職員が欠員の場合：70%</p> <p>高齢者虐待防止措置未実施の場合1%に相当する単位数を減算</p> <p>業務継続計画未策定で感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画を策定していない場合1%に相当する単位数を減算</p>
入浴介助加算	30単位/日（通所時に入浴介助を行った場合に算定）
若年性認知症利用者受入加算	240単位/月
生活機能向上グループ活動加算	100単位/月
栄養アセスメント加算	50単位/月
栄養改善加算	200単位/月
口腔機能向上加算	(Ⅰ) 155単位/月、(Ⅱ) 160単位/月
一体的サービス提供加算	480単位/月
生活機能向上連携加算	(Ⅰ) 100単位/月、(Ⅱ) 200単位/月
口腔（くう）・ 栄養スクリーニング加算	(Ⅰ) 20単位、(Ⅱ) 5単位/回 ※6月に1回を限度
科学的介護推進体制加算	40単位/月

北区独自通所型サービスの単価②

赤字
令和6年4月1日改正

	北区独自通所型サービス	
	予防通所サービス	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	要支援1 要支援2	88単位/月 176単位/月
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	要支援1 要支援2	72単位/月 144単位/月
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	要支援1 要支援2	24単位/月 48単位/月
介護職員処遇改善加算（Ⅰ） （所定単位数の5.9%相当）	要支援1 要支援2	24単位/回 25単位/回
介護職員処遇改善加算（Ⅱ） （所定単位数の4.3%相当）	要支援1 要支援2	18単位/回 18単位/回
介護職員処遇改善加算（Ⅲ） （所定単位数の2.3%相当）	要支援1 要支援2	9単位/回 10単位/回
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） （所定単位数の1.2%相当）	要支援1 要支援2	5単位/回 5単位/回
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） （所定単位数の1.0%相当）	要支援1 要支援2	4単位/回 4単位/回
介護職員等ベースアップ等支援加算 （所定単位数の1.1%相当）	要支援1 要支援2	4単位/回 5単位/回

※事業対象者は相当する要支援状態区分による。

予防通所サービスの指定基準

通所介護（地域密着型通所介護）と、予防通所サービスを一体的に運営している場合は、通所介護（地域密着型通所介護）の人員・設備基準を満たすことをもって、北区独自通所型サービスの人員・設備基準を満たすものとみなす

◆人員基準

【通所介護（地域密着型通所介護）と同様】

- 管理者 常勤・専従1人以上（支障がない場合、他の職務、他事業所等の職務に従事可能）
- 生活相談員 専従1人以上
- 看護職員 専従1人以上※
- 介護職員 15人以下 専従1人以上
15人超 利用者1人に専従0.2人以上
- 機能訓練指導員 1人以上

※利用定員10人以下の事業所の場合は看護職員又は介護職員のいずれか1人の配置で可

◆設備基準

【通所介護（地域密着型通所介護）と同様】

- 食堂・機能訓練室（3㎡×利用定員以上）
- 静養室・相談室・事務室
- 消火設備その他の非常災害に必要な設備
- 必要なその他の設備・備品 等

◆運営基準

【通所介護（地域密着型通所介護）と同様】

- 個別サービス計画の作成
- 秘密保持等
- 事故発生時の対応 等

サービスコードの種類

	類型	サービス名称	サービス種類 コード	サービス種類コード 利用期間
訪問型 サービス (第1号訪問事業)	北区独自サービス (従前相当)	予防訪問サービス	A3	平成29年4月～
	北区独自サービス	いきいき生活援助サービス		
通所型 サービス (第1号通所事業)	北区独自サービス (従前相当)	予防通所サービス	A7	平成29年4月～